

平成26年4月1日施行

「伊達市暴力団の排除の推進に関する条例」 が制定されました

社会全体で暴力団を排除しよう！



暴力団を
恐れない！

暴力団に
資金を提供
しない！

暴力団を
利用しない！

暴力団に関する相談先

(公財)北海道暴力追放センター

TEL : 011-271-5982

北海道警察本部捜査第四課

TEL : 011-222-0200

伊達警察署(刑事課)

TEL : 0142-22-0110

条例に関するお問い合わせ

伊達市役所自治防災課

TEL : 0142-23-3331(内線464)

FAX : 0142-23-4414

E-mail :

jichibousai@city.date.hokkaido.jp

「伊達市暴力団の排除の推進に関する条例」

条例の基本理念

**暴力団を恐れない！
暴力団に対して資金を提供しない！
暴力団を利用しない！**



条例の主な内容

● 公共事業等からの暴力団排除

暴力団員や暴力団関係事業者を公共事業の入札に参加させない等、市の事務または事業から暴力団を排除します。

● 公共施設からの暴力団排除

市の施設が暴力団の活動に利用されないようにします。

● 市民の禁止行為

- ①債権の回収や紛争の解決等に暴力団の威力を利用してはいけません。
- ②暴力団の威力を利用する目的などで、暴力団員に利益を供与してはいけません。

※市は、市民の皆さんが行う暴力団の排除のための活動に対し、必要な支援を行います。また、警察と連携し、市民の皆さんの安全の確保に配慮します。

**安全で安心して暮らすことができる社会を実現するため、
社会全体で暴力団の排除に取り組みましょう！**